

# 令和7年11月市議会 建設水道委員会資料

## 第201号議案

### 長崎市都市公園条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 改正の概要	2
2 改正の内容	2
3 施行期日	3
4 施設の概要	3
5 新旧対照表	4

土木部  
令和7年11月

## 1 改正の概要

稻佐山公園展望台駐車場の利用に係る基準額の「1回につき 1,000円」について、「1回」の単位を明確に定めるもの。

## 2 改正の内容

### (1) 改正理由

令和7年9月議会において、稻佐山公園展望台駐車場カーゲート更新に係る補正予算審査の際、基準額の「1回につき」という単位について、複数日数駐車しても同じ料金であることから長期駐車が発生する可能性の懸念が示されたことを踏まえ、適正な駐車場管理を行うため「1回」の定義を明確にした基準額を定めるもの。

### (2) 改正内容

稻佐山公園展望台駐車場（別表第4第2項）

改正案		9月議会後（未施行）	
区分	金額	区分	金額
普通自動車		普通自動車	
小型自動車	1回 <u>24時間</u> につき 1,000円	小型自動車	1回につき 1,000円
軽自動車		軽自動車	
二輪自動車		二輪自動車	

### 3 施行期日

公布の日

### 4 施設の概要

位置図



- (1) 駐車台数 40台
- (2) 利用時間 午前0時から午後12時まで (24時間)
- (3) 利用日 1月1日から12月31日まで
- (4) 利用実績 令和6年度 84,665台  
令和5年度 85,379台  
令和4年度 83,978台

## 5 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条 [略]</p> <p>第2条 長崎市都市公園条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第10条、第26条及び第29条の改正規定 [略]</p> <p>別表第2及び別表第3の改正規定 [略]</p> <p>別表第4第1項中「を徴収」を「の徴収を」に、「9, 711」を「13, 585」に、「12, 948」を「16, 800」に、「20, 501」を「28, 635」に、「12, 403」を「17, 355」に、「16, 720」を「21, 720」に、「26, 431」を「34, 270」に、「29, 134」を「37, 830」に、「38, 845」を「50, 480」に、「61, 505」を「79, 925」に、「37, 221」を「48, 360」に、「50, 170」を「60, 200」に、「79, 304」を「103, 040」に、「77, 691」を「93, 210」に、「103, 588」を「124, 280」に、「164, 015」を「196, 765」に、「99, 272」を「119, 080」に、「133, 801」を「160, 560」に、「211, 493」を「253, 690」に、「377円」を「560円」に、「534円」を「740円」に改め、同項備考第1号中「4割」を「5割」に改め、同項備考第2号中「6割」を「5割」に改め、同表第2項中「30分までごと 100円」を「1回24時間につき 1, 000円」に改め、同表第3項の表を次のように改める。</p> <p>[以下略]</p>	<p>第1条 [略]</p> <p>第2条 長崎市都市公園条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第10条、第26条及び第29条の改正規定 [略]</p> <p>別表第2及び別表第3の改正規定 [略]</p> <p>別表第4第1項中「を徴収」を「の徴収を」に、「9, 711」を「13, 585」に、「12, 948」を「16, 800」に、「20, 501」を「28, 635」に、「12, 403」を「17, 355」に、「16, 720」を「21, 720」に、「26, 431」を「34, 270」に、「29, 134」を「37, 830」に、「38, 845」を「50, 480」に、「61, 505」を「79, 925」に、「37, 221」を「48, 360」に、「50, 170」を「60, 200」に、「79, 304」を「103, 040」に、「77, 691」を「93, 210」に、「103, 588」を「124, 280」に、「164, 015」を「196, 765」に、「99, 272」を「119, 080」に、「133, 801」を「160, 560」に、「211, 493」を「253, 690」に、「377円」を「560円」に、「534円」を「740円」に改め、同項備考第1号中「4割」を「5割」に改め、同項備考第2号中「6割」を「5割」に改め、同表第2項中「30分までごと 100円」を「1回につき 1, 000円」に改め、同表第3項の表を次のように改める。</p> <p>[以下略]</p>